

「週休2日制確保モデル工事実施要領」 Q&A

Q1：降雨、降雪等による予定外の休工日は、現場閉所として認められるか。

A1：降雨、降雪、強風、波浪等により現場で作業を行えない場合は、現場閉所日として扱います。

Q2：午後のみ休工、又は午前のみ休工とした場合、0.5日閉所として扱われるか。また、月曜日午後から火曜日午前等、連続した半日単位で現場閉所を計画した場合は、合せて1日閉所となるのか。

A2：1日を通して現場を閉所する日を現場閉所日と定義していますので、終日現場閉所しない場合には、現場閉所日として扱いません。また月曜日午後から火曜日午前の連続した現場閉所についても、両日とも出勤日として扱うため、1日閉所日にはなりません。

Q3：週休2日の確保を理由に、工期延伸は認められるか。

A3：週休2日の確保を理由にした工期延伸は認められませんが、次に示すような受注者の責によらない理由の場合は発注者と工期の延伸について協議して下さい。

- ・受注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ・著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ・工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ・その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

Q4：工期延伸した場合の週休2日の考え方はどうなるのか。

A4：工期延伸した場合は、その分、週休2日の対象となる期間も延伸されます。延伸した期間も含めて、週休2日の取組を実施して下さい。

Q5：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業とはどのような作業か。

A5：次のような場合が考えられます。

- ・災害の発生が予想される場合の予防作業
- ・災害発生時の対応作業
- ・強風による飛散対策等の第三者被害防止作業
- ・現場内に存置したポンプや発電機等の機器の維持管理や重機等の保守点検
- ・品質を確保するうえで必要な作業など

Q6：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業と認められないものとは。

A6：次のような場合は認められません。

- ・測量や丁張出し
- ・工事写真の撮影
- ・出来形測定
- ・現場事務所での書類作成等の事務作業など

Q 7 : 工期後半にまとめて現場閉所を行い、現場閉所率を確保した場合、週休 2 日の達成と認められるのか。

A 7 : 現場閉所率が 28.5% 以上になれば週休 2 日の達成と認められますが、労働基準法では、「使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも 1 回の休日を与えなければならない。」「4 週間を通じ 4 日以上の日を与える使用者については適用しない。」とされています。

このため、月単位 (4 週) で考えると、最低でも 4 日間の休日は必要となり、まとめた休日取得は労働基準法に違反することが懸念されます。そのため、本モデル工事の趣旨を理解し、休日取得の平準化に努めて下さい。

Q 8 : 4 週 8 休に満たない場合は、達成率に応じた補正係数を適用するのか。

A 8 : 達成率に応じた補正 (4 週 7 休、4 週 6 休) の補正は行いません。

Q 10 : 工事途中で 4 週 8 休が達成できないことが判明した場合の対応はどの様にするのか。

A 10 : 4 週 8 休が達成できないことが判明した場合や、発注者から取組は困難であると伝達され、これを承諾した場合には、その日までの現場閉所状況を現場閉所履行報告書により監督員に報告して下さい。こうした状況になった場合は、加点や経費補正は行いません。また、現場閉所実績報告書の提出は不要です。